

## 神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、在宅勤務等のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者等に対し、その取組に係る経費を予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内中小企業者」とは、県内に事業所を有し、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主とする。ただし、知事が別に定める事業者は除くものとする。
- (2) 「経費の配分」とは、規則第5条に規定する経費の配分をいう。
- (3) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

### (補助の対象事業等)

第3条 補助の対象とする事業は、県内中小企業等が行うテレワーク導入事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条の補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

### (補助の対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神奈川県が実施する「神奈川県テレワーク導入促進事業」のうち「アドバイザー派遣」の対象企業者
- (2) 第2条第1号に掲げる県内中小企業者（ただし、常時雇用する労働者が2名以上いること）

### (補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、別表の補助事業について、補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額の少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定による申請をしようとする補助事業者は、「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金交付申請書(様式1)」に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 役員等氏名一覧表
- (2) 補助事業計画書
- (3) 収支計算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付等の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式2)」により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金不交付決定通知書(様式3)」により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供するときは、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(事業の変更)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金変更承認申請書(様式4)」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとするとき。ただし、経費の20パーセント

以内の変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合は、「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金変更承認通知書（様式5）」により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金変更交付決定通知書（様式6）」により通知するものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止・廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式7）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金中止（廃止）承認通知書（様式8）」により通知するものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、県又は経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県又は経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条

第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第18条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第72条第1項の規定に基づき、同規則第70条に規定する者が決裁した支出命令に係る伺いを会計管理者又は所管の出納員に送付したときに生ずるものとする。

（遅延等の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金遅延等報告書（様式9）」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金状況報告書（様式10）」を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金実績報告書（様式11）」に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 収支を証する書類
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(額の確定の通知)

第18条 知事は、規則第13条の規定による額の確定をする場合において、第8条第1項又は第11条第2項の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金の額の確定通知書(様式12)」により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の支払)

第19条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、第12条第3項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項又は第11条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者が、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、台帳を整え、補助事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第17条第2号及び第3号の規定により知事が定める処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加額が単価50万円（消費税抜き）以上の取得財産とする。
- 3 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金取得財産等の処分承認申請書（様式13）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（産業財産権等に関する報告）

第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した「神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金産業財産権等取得等届出書（様式14）」を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第23条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部を県に納付させることができる。

（情報管理及び秘密保持）

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（書類の整備）

第25条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第26条 補助事業者は、事業所の所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければならない。

（書類の経由）

第27条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

（細目）

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>テレワーク導入事業</p>	<p>テレワーク以外の社内環境整備に係る経費と分離可能で、補助事業の実施に必要なことが明確な次のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン等端末（周辺機器を含む）、ソフトウェアの購入費用</li> <li>・パソコン等端末（周辺機器を含む）、ソフトウェアのリース費用・利用料（期間による料金設定がある場合は、最長3か月分）</li> <li>・テレワーク導入に係る外部専門家へのコンサルティング費</li> <li>・就業規則等整備費</li> </ul>	<p>補助対象経費の3/4以内</p>	<p>40万円</p>